



福岡医発第 2134 号 (地)
令和 3 年 10 月 26 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

ファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンの有効期限の取扱いについて

今般、標記について厚生労働省より日本医師会を通じて、別紙のとおり周知依頼がありました。

本件は、ファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンの有効期限変更（延長）に関する取り扱いについてお知らせするものです。

同ワクチンを有効に活用する観点から、有効期限の短いバイアルを優先使用した上で、現在保有しているワクチンについて取り扱うよう示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

	有効期限について	見分け方及び取り扱いについて
ファイザー社 ワクチン	令和 3 年 9 月 10 日に-90℃～-60℃での有効期間が 6 か月から <u>9 か月に延長</u>	有効期限が令和 4 年 2 月末まで又はそれ以前となっているバイアルについては、有効期間が 6 か月であるという前提で印字されているものですので、新しい有効期限は印字されている <u>有効期限より 3 か月長いものとして取り扱う</u> （別添 1）
武田／モデル ナ社ワクチン	令和 3 年 7 月 16 日に-20℃± 5℃での有効期間が 6 か月から <u>7 か月に延長</u>	有効期限が令和 4 年 3 月 1 日まで又はそれ以前となっているバイアルについては、有効期間が 6 か月であるという前提で印字されているものですので、新しい有効期限は印字されている <u>有効期限より 1 か月長いものとして取り扱う</u> （別添 2）

※両ワクチンともに、被接種者に渡される接種済証に貼用するワクチンシールには、バイアルに印字されたものと同じ有効期限が記載されている場合があるため、被接種者に対して有効期限切れのワクチンを接種された等の不安を与えることがないよう、適切に情報提供することが求められております。

令和3年10月26日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

ファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンの
有効期限の取扱いについて

今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）対し、標記の事務連絡がなされました。

本事務連絡では、ファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンの有効期限変更（延長）について案内されています。新型コロナワクチンは、貴重なワクチンであり、これを無駄にせず有効に活用する観点から、まずは有効期限の短いバイアルの優先使用した上で、現在保有しているワクチンについて下記のとおり有効期限を延長して取り扱うよう示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

	有効期限について	見分け方及び取扱いについて
ファイザー社 ワクチン	令和3年9月10日に-90℃～ -60℃での有効期間が 6か月から <u>9か月に延長</u>	有効期限が令和4年2月末まで又はそれ以前となっているバイアルについては、有効期間が6か月であるという前提で印字されているものですので、新しい有効期限は印字されている <u>有効期限より3か月長いものとして取り扱う</u> （別添1）
武田／モデル ナ社ワクチン	令和3年7月16日に-20℃± 5℃での有効期間が 6か月から <u>7か月に延長</u>	有効期限が令和4年3月1日まで又はそれ以前となっているバイアルについては、有効期間が6か月であるという前提で印字されているものですので、新しい有効期限は印字されている <u>有効期限より1か月長いものとして取り扱う</u> （別添2）

（両ワクチンともに）被接種者に渡される接種済証に貼用するワクチンシールには、バイアルに印字されたものと同じ有効期限が記載されている（場合がある）ため、被接種者に対して有効期限切れのワクチンを接種された等の不安を与えることがないよう、適切に情報提供すること。詳細は厚生労働省文書をご覧ください。

事 務 連 絡
令和 3 年 10 月 25 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

ファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンの
有効期限の取扱いについて

標記について、今般、別添のとおり、都道府県衛生主管部（局）宛てに事務連絡を発出したところです。

関係各位におかれましては、別添について、貴管下の会員各位に対し周知するとともに、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種の円滑な実施について、引き続き関係者との連携に努めていただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和3年 10 月 22 日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

ファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンの有効期限の取扱いについて

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンの有効期限について、下記のとおり御連絡いたします。

各都道府県及び市町村(特別区を含む。)におかれましては、本事務連絡に基づいてワクチンの有効期限を取り扱っていただくとともに、関係機関等への周知をお願いいたします。

なお、下記の取扱いについては、添付文書上の保存方法を遵守したワクチンに適用されるものであり、本取扱いを踏まえつつ、保存方法についても適切にお取りはからいいただくようお願いいたします。

記

1 ファイザー社ワクチンの有効期限について

(1) 有効期限の変更について

ファイザー社ワクチンについては、令和3年(2021年)9月10日に-90℃～-60℃での有効期間が6か月から9か月に延長されました。

他方、有効期間が6か月であるという前提で有効期限(最終有効年月日)が印字されているバイアルも、現在、流通し、使用されているところです。

新型コロナワクチンは、貴重なワクチンであり、これが無駄にせず、有効に活用する観点から、このようなバイアルについては、有効期間が9か月までであるバイアルとして取り扱って差しつかえないこととしたため、次の取扱いをお願いします。

(2) 見分け方及び取扱いについて

有効期限が令和4年(2022 年)2月末まで又はそれ以前となっているバイアルについては、有効期間が6か月であるという前提で印字されているものですので、新しい有効期限は印字されている有効期限より3か月長いものとして取り扱うよう、お願いいたします(別添1)。

また、被接種者に渡される接種済証に貼用するワクチンシールには、バイアルに印字されたものと同じ有効期限が記載されているため、被接種者に対して有効期限切れのワクチンを接種された等の不安を与えることがないよう、適切に情報提供していただくようお願いいたします。

2 武田／モデルナ社ワクチンの有効期限について

(1) 有効期限の変更について

武田／モデルナ社ワクチンについては、令和3年(2021年)7月16日に $-20^{\circ}\text{C}\pm 5^{\circ}\text{C}$ での有効期間が6か月から7か月に延長されました。

他方、有効期間が6か月であるという前提で有効期限が印字されているバイアルも、現在、流通し、使用されているところです。

新型コロナワクチンは、貴重なワクチンであり、これを無駄にせず、有効に活用する観点から、このようなバイアルについては、有効期間が7か月まであるバイアルとして取り扱って差しつかえないこととしたため、次の取扱いをお願いします。

(2) 見分け方及び取扱いについて

有効期限が令和4年(2022 年)3月1日まで又はそれ以前となっているバイアルについては、有効期間が6か月であるという前提で印字されているものですので、新しい有効期限は印字されている有効期限より1か月長いものとして取り扱うよう、お願いいたします(別添2。ただし、ロット No3004733 のバイアルは、有効期限は7か月で印字されています。印字されている有効期限(2022 年 1 月 22 日)に従って使用するようご注意ください。)

また、被接種者に渡される接種済証に貼用するワクチンシールについては、別添2に記載したバイアルのうち、ロット No3002180 からロット No3004230 までのバイアルのワクチンシールに、バイアルに印字されたものと同じ有効期限が記載されているところです。そのため、ワクチンシールに有効期限が印字されている場合には被接種者に対して有効期限切れのワクチンを接種された等の不安を与えることがないよう、適切に情報提供していただくようお願いいたします。

3 有効期限の短いバイアルの優先使用について

新型コロナワクチンは、貴重なワクチンであり、これを無駄にせず、有効に活用する観点から、有効期限の短いバイアルから使用していただくよう改めてお願いいたします。

ファイザー社ワクチンの有効期限について

(令和3年10月22日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡 別添1)

ファイザー社ワクチンについては、令和3年(2021年)9月10日に-90℃~-60℃での有効期間が6か月から9か月に延長されました。

他方、有効期限が令和4年(2022年)2月末まで又はそれ以前となっているワクチンは、有効期間が6か月という前提で有効期限が印字されています。

これらのワクチンについては、貴重なワクチンを無駄にせず、有効に活用する観点から、下記の「接種に活用して差しつかえない期限」まで使用することが可能です。

※ なお、令和3年(2021年)10月22日時点での情報に基づいて記載していますが、今後輸入されるものについても、有効期限が令和4年(2022年)2月末まで又はそれ以前となっている場合は、有効期間が6か月という前提で印字されているものですので、新しい有効期限は印字されている有効期限より3か月長いものとして取り扱うよう、お願いいたします。

(令和3年10月22日時点)

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期限6か月のもの)	接種に活用して 差しつかえない期限 (有効期限3か月延長後)
ET3674	2021/7/31	2021/10/31
ER9480	2021/7/31	2021/10/31
ET9096	2021/7/31	2021/10/31
EW4811	2021/7/31	2021/10/31
EX3617	2021/8/31	2021/11/30
EY2173	2021/8/31	2021/11/30
EY4834	2021/8/31	2021/11/30
EY0779	2021/8/31	2021/11/30
FA2453	2021/8/31	2021/11/30
EY5420	2021/8/31	2021/11/30
EX6564	2021/8/31	2021/11/30
FA5829	2021/8/31	2021/11/30
FA5715	2021/8/31	2021/11/30
FA4597	2021/8/31	2021/11/30
EY5422	2021/8/31	2021/11/30
EY5423	2021/8/31	2021/11/30
EY3860	2021/8/31	2021/11/30
FA7338	2021/9/30	2021/12/31
FA7812	2021/9/30	2021/12/31
FC3661	2021/9/30	2021/12/31
FA5765	2021/9/30	2021/12/31
FC8736	2021/9/30	2021/12/31
FC5947	2021/9/30	2021/12/31
FD0889	2021/9/30	2021/12/31
FC5295	2021/9/30	2021/12/31
EW0201	2021/9/30	2021/12/31
EW0203	2021/9/30	2021/12/31

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期限6か月のもの)	接種に活用して 差しつかえない期限 (有効期限 3 か月延長後)
EW0207	2021/9/30	2021/12/31
EY0573	2021/9/30	2021/12/31
FC9880	2021/9/30	2021/12/31
FC9909	2021/9/30	2021/12/31
FC9873	2021/9/30	2021/12/31
EY0572	2021/10/31	2022/1/31
EY0583	2021/10/31	2022/1/31
FD0348	2021/10/31	2022/1/31
FF0843	2021/10/31	2022/1/31
FD1945	2021/10/31	2022/1/31
FF4204	2021/10/31	2022/1/31
FE8206	2021/10/31	2022/1/31
FD0349	2021/10/31	2022/1/31
FE8162	2021/11/30	2022/2/28
FF3622	2021/11/30	2022/2/28
FF2782	2021/11/30	2022/2/28
FF3620	2021/11/30	2022/2/28
FG0978	2021/11/30	2022/2/28
FF9942	2021/11/30	2022/2/28
FF5357	2021/11/30	2022/2/28
FF9944	2021/11/30	2022/2/28
FH0151	2021/12/31	2022/3/31
FF2018	2021/12/31	2022/3/31
FH3023	2021/12/31	2022/3/31
FJ5790	2021/12/31	2022/3/31
FJ7489	2022/1/31	2022/4/30
FJ1763	2022/1/31	2022/4/30
FK0108	2022/1/31	2022/4/30
FK8562	2022/1/31	2022/4/30
FK7441	2022/1/31	2022/4/30
FK6302	2022/1/31	2022/4/30
FL1839	2022/1/31	2022/4/30
FJ5929	2022/1/31	2022/4/30
FK0595	2022/2/28	2022/5/31
FL7646	2022/2/28	2022/5/31
FM3289	2022/2/28	2022/5/31

※有効期間の取扱いの情報については、以下の厚生労働省HPにも
掲載することとしていますので、ご参照ください。

厚生労働省HP「接種についてのお知らせ」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00218.html

(QRコード)



武田／モデルナ社ワクチンの有効期限について

(令和3年10月22日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡 別添2)

武田／モデルナ社ワクチンについては、令和3年（2021年）7月16日に-20℃±5℃での有効期間が6か月から7か月に延長されました。

他方、有効期限が令和4年（2022年）3月1日まで又はそれ以前となっているワクチンは、有効期間が6か月であるという前提で有効期限が印字されています。

これらのワクチンについては、貴重なワクチンを無駄にせず、有効に活用する観点から、下記の「接種に活用して差しつかえない期限」まで使用することが可能です。

※ ロットNoが**3004733**となっているワクチンについては、有効期限は7か月で印字されていますので、印字されている有効期限に従って使用するようご注意ください。

※※ なお、令和3年（2021年）10月22日時点での情報に基づいて記載していますが、今後輸入されるものについても、有効期限が令和4年（2022年）3月1日まで又はそれ以前となっている場合は、有効期間が6か月という前提で印字されているものですので、新しい有効期限は印字されている有効期限より

(令和3年10月22日時点)

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期限6か月のもの)	接種に活用して 差しつかえない期限 (有効期限1か月延長後)
3002180	2021/9/27	2021/10/27
3002181	2021/9/28	2021/10/28
3002185	2021/10/8	2021/11/8
3002337	2021/10/20	2021/11/20
3002539	2021/10/24	2021/11/24
3002540	2021/10/25	2021/11/25
3002617	2021/10/29	2021/11/29
3002618	2021/10/30	2021/11/30
3002619	2021/11/2	2021/12/2
3002915	2021/11/4	2021/12/4
3003182	2021/11/13	2021/12/13
3003189	2021/11/16	2021/12/16
3003190	2021/11/17	2021/12/17
3003653	2021/11/23	2021/12/23
3003654	2021/11/24	2021/12/24
3003656	2021/11/25	2021/12/25
3003657	2021/11/26	2021/12/26
3003658	2021/11/28	2021/12/28
3004220	2021/11/29	2021/12/29
3004221	2021/11/30	2021/12/30
3004226	2021/12/1	2022/1/1
3004227	2021/12/2	2022/1/2
3004228	2021/12/3	2022/1/3
3004229	2021/12/4	2022/1/4
3004230	2021/12/6	2022/1/6

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期限6か月のもの)	接種に活用して 差しつかえない期限 (有効期限 1 か月延長後)
3004495	2021/12/7	2022/1/7
3004496	2021/12/8	2022/1/8
3004497	2021/12/9	2022/1/9
3004231	2021/12/11	2022/1/11
3004232	2021/12/13	2022/1/13
3004501	2021/12/14	2022/1/14
3004666	2021/12/15	2022/1/15
3004667	2021/12/27	2022/1/27
3004734	2021/12/28	2022/1/28
3004956	2021/12/29	2022/1/29
3005235	2022/1/3	2022/2/3
3005236	2022/1/4	2022/2/4
3005239	2022/1/6	2022/2/6
3005240	2022/1/7	2022/2/7
3005286	2022/1/8	2022/2/8
3005292	2022/1/9	2022/2/9
3005288	2022/1/10	2022/2/10
3005293	2022/1/10	2022/2/10
3005691	2022/1/11	2022/2/11
3005692	2022/1/11	2022/2/11
3005289	2022/1/12	2022/2/12
3005685	2022/1/12	2022/2/12
3005693	2022/1/14	2022/2/14
3005694	2022/1/16	2022/2/16
3005699	2022/1/17	2022/2/17
3005700	2022/1/19	2022/2/19
3005701	2022/1/20	2022/2/20
3005788	2022/1/20	2022/2/20
3005702	2022/1/21	2022/2/21
3005791	2022/1/21	2022/2/21
3004733 (※)	2022/1/22	
3005785	2022/1/22	2022/2/22
3005786	2022/1/24	2022/2/24
3005839	2022/1/24	2022/2/24
3005840	2022/1/25	2022/2/25
3005787	2022/1/25	2022/2/25
3005890	2022/1/30	2022/2/28
3005891	2022/1/30	2022/2/28
3005892	2022/1/31	2022/2/28
3006277	2022/2/8	2022/3/8
3006278	2022/2/9	2022/3/9
3006279	2022/2/9	2022/3/9
3006326	2022/2/15	2022/3/15
3006327	2022/2/16	2022/3/16
3006343	2022/2/17	2022/3/17
000001A	2022/2/17	2022/3/17
000006A	2022/2/20	2022/3/20
000007A	2022/2/23	2022/3/23

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期限6か月のもの)	接種に活用して 差しつかえない期限 (有効期限 1 か月延長後)
000011A	2022/2/23	2022/3/23
000008A	2022/2/24	2022/3/24
000012A	2022/2/24	2022/3/24
000009A	2022/2/25	2022/3/25
000013A	2022/2/25	2022/3/25
000017A	2022/2/26	2022/3/26
000018A	2022/2/27	2022/3/27
000020A	2022/2/28	2022/3/28
000021A	2022/2/28	2022/3/28
000024A	2022/2/28	2022/3/28
000025A	2022/2/28	2022/3/28
000026A	2022/2/28	2022/3/28
000028A	2022/3/1	2022/4/1

※有効期間の取扱いの情報については、以下の厚生労働省HPにも
掲載することとしていますので、ご参照ください。

厚生労働省HP 「接種についてのお知らせ」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00218.html

(ORコード)

